

# 関西中央高等学校学則

## 第1章 総則

第1条 本校は、教育基本法第1条・学校教育法第41条の規定に基づき、中学校教育の基礎の上に立ち、更に一般的な教育を高め、特に専門的な技能の習熟につとめ、本校創立精神と伝統を守り、国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を有する有能な人材の養成を目的とする。

第1条の2 本校は、関西中央高等学校という。

第1条の3 本校は、奈良県桜井市桜井502番地に置く。

第2条 第1条の目的を達成するため、次の学科をおき、修業年限並びに収容定員を次の通りとする。

学科別 年限定員	普通科	国際英語科
修業年限	3ヶ年	3ヶ年
収容定員	1,065名	120名

## 第2章 学年・学期・休業日等

第3条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4条 学年を分けて次の二期とする。

前期 4月1日から10月14日まで

後期 10月15日から3月31日まで

第5条 休業日は次の通りとする。

- 1 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 2 日曜日
- 3 創立記念日 5月21日
- 4 夏期休業日 7月21日から8月20日まで
- 5 秋期休業日 10月15日から10月18日まで

- 6 冬期休業日 12月24日から1月6日まで
- 7 春期休業日 3月21日から4月7日まで
- 8 毎月の第2土曜日及び第4土曜日
- 9 前各号に掲げるものの外特に必要がある日

### 第3章 教育課程授業日数及び教職員組織

第5条の2 校長は、教育上必要があるときは、休業日に授業をし、又は授業日に休業することができる。

第5条の3 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。

第6条 本校の教育課程は、別表の通りとする。

第7条 授業日数は毎学年220日以上とする。

第8条 本校に次の教職員を置く。

- 1 校長
- 2 副校長
- 3 教頭
- 4 教諭
- 5 講師
- 6 実習助手
- 7 事務職員
- 8 校医

### 第4章 入学・退学・転学・休学

第9条 生徒入学は年度初めに校長がこれを許可する。但し欠員のある場合は原則として後期の初めまでにおいて臨時入学を許可することができる。

第10条 入学することが出来る者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者、又は所轄庁の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

第11条 入学志願者には入学試験を行う。入学試験は、出身学校長よりの個人報告書並

びに学力検査の成績とにより教育上適切なる方法を以て行う。

第12条 入学定員並びに入学試験の期日等は、生徒募集の都度これを公告する。

第13条 入学志願者は、本校所定の入学願書に所定の事項を記入して差し出す。

第14条 出身学校長は、志願者の指導要録により、本校が定める報告書を作成し親展で差し出す。その他当校が必要を認めた場合、出身学校長は、その調査書を提出する。

第15条 第2学年以上に入学を許可される者は、前各学年の課程を終了した者、又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。但し本校において欠員のある場合に限る。

第16条 本校生徒で、他の高等学校に転学を志望する場合、校長は正当な事由があると認めた場合には、その事由を具し生徒の在学証明書及び学籍簿の謄本を転学先の校長に送付し、その許可を持って処置する。

第16条の2 生徒が外国の高等学校に留学をしようとするときは、保護者は、その事由を具して校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の規定による留学についての願い出があったときは、教育上有益と認める場合には、これを許可することができる。

3 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、30単位を越えない範囲で単位の修得を認定することができる。

4 校長は、前項の規定による単位の修得を認定された生徒については、別に定める基準により学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

第17条 生徒がやむを得ない事由で休学又は退学しようとする時は、保証人連署の上願書を差し出し、校長の許可を受けなければならない。

第18条 生徒が次の各項の1に該当する場合、校長は退学を命ずることができる。

1 性行不良で改善の見込みがないと認められた者

2 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者

3 正当な理由がなくて、出席常でない者

4 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第19条 保証人は本人の父母、若しくは後見人であつて、独立の生計を営み、生徒の監督の責を負うことの出来る者とする。

## 第5章 考査及び学年進級及び卒業

第20条 学習効果判定の為、適宜考査を行う。

第21条 平常の学習状態、学習帳、製作品、報告並びに論文等の観察点検も考査の中に含まなければならない。

第22条 各学年の進級又は卒業を認められた者は、所定の単位数を修め、且つ職員会議を経て、校長が認定したものでなければならない。

第23条 所定の単位数を修め、全課程を修了したものと認めた者には卒業証書を授与する。

## 第6章 賞 罰

第24条 校長は生徒の中で学業、人物、出席状況その他の事項について、他の生徒の模範と認められる者はこれを表彰する。

第25条 校長は教育上必要があると認めた場合には生徒を懲戒する。懲戒は次の4種とする。

- 1 訓 戒
- 2 謹 慎
- 3 停 学
- 4 退 学

## 第7章 授業料・入学考査料・入学金

第26条 授業料は1か月につき、普通科23,000円、国際英語科は25,000円とし、指定期日に納入しなければならない。

第27条 授業料は、学校の休業日、生徒の欠席、停学の場合にも減免しない。

第28条 校長は、授業料を滞納する生徒に対して登校を停止又は除籍をすることができる。

第29条 入学考査料は普通科・国際英語科15,000円を入学願書に添えて納付する。既に納付した入学考査料は返還しない。

第30条 入学を許可せられた者は、入学に際し入学金110,000円を納入する。

附 則

- 1 この学則は昭和39年4月1日から適用する。
- 2 校長は学則について必要な細則を設けることができる。

附 則

- 1 この学則は昭和57年4月1日から適用する。
- 2 改正後の学則第2条に規定する収容定員の適用については、昭和57年度昭和58年度及び昭和59年度は次のとおりとする。

年度	学科別	普通科	音楽科	国際英語科	家庭科
昭和57年度		670	120	40	200
昭和58年度		740	120	80	100
昭和59年度		810	120	120	0

附 則

- 1 この学則は、昭和59年4月1日から適用する。
- 2 改正後の学則第2条に規定する収容定員の適用については、昭和59年度、昭和60年度及び昭和61年度は次のとおりとする。

年度	学科別	普通科	音楽科	国際英語科
昭和59年度		855	120	120
昭和60年度		900	120	120
昭和61年度		945	120	120

附 則

この学則は、昭和63年1月20日から適用する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。但し、改正後の第 26 条に規定する授業料の額は、平成 9 年 3 月 31 日に現に在籍する者については適用せず、改正前の規定による。

附 則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。但し、改正後の別表普通科特進コース及び同表同科総合コース教育課程については、平成 10 年度において、第 2 学年及び第 3 学年の普通科に在籍し、それぞれ進級または卒業する生徒については適用せず、改正前の別表普通科教育課程による。

附 則

1 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則の施行の日の前日に現に桜井女子高等学校に在籍している生徒は、この学則の施行の日に関西中央高等学校に在籍しているものとみなす。

3 この学則の施行の日の前日までに桜井女子高等学校に在籍していた者に関する証明書等を交付する場合において特に必要と認められるときは、この学則による改正前の旧校名を使用することができる。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。但し、改正後の別表普通科教育課程の総合コース及び特進コースについては、平成 14 年度において、第 2 学年及び第 3 学年の普通科に在籍し、それぞれ進級又は卒業する生徒については、適用せず、改正前の別表普通科教育課程による。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。但し、改正後の別表普通科教育課程の

総合コース及び特進コースについては、平成15年度において、第2学年及び第3学年の普通科に在籍し、それぞれ進級又は卒業する生徒については、適用せず、改正前の別表普通科教育課程による。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。但し、改正後の別表普通科教育課程については、平成16年度において、第2学年及び第3学年の普通科に在籍し、それぞれ進級又は卒業する生徒については、適用せず、改正前の別表普通科教育課程による。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。但し、改正後の別表普通科教育課程については、平成17年度において、第2学年及び第3学年の普通科に在籍し、それぞれ進級又は卒業する生徒については、適用せず、改正前の別表普通科教育課程による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から適用する。